

島根県津波避難計画策定指針

[改訂版]

平成30年3月

島 根 県

【本 編】

－ 目 次 －

はじめに

1. 指針の目的等	1
2. 津波避難計画を策定する必要がある市町村	2
3. 津波避難計画の範囲	3
4. 津波浸水想定と津波ハザードマップ	4
5. 津波避難計画の基本的な考え方	8
6. 津波避難計画において定める事項	9
7. 津波避難計画の策定手順	
(1) 総則	10
(2) 津波浸水想定区域	10
(3) 避難対象地域	11
(4) 避難困難地域の検討	12
(5) 指定緊急避難場所等、避難路等の指定・設定	14
(6) 初動体制	20
(7) 避難誘導等に従事する者の安全の確保	20
(8) 津波情報等の収集・伝達	21
(9) 避難指示（緊急）の発令	26
(10) 避難行動要支援者の避難対策	29
(11) 津波防災啓発	31
(12) 訓練	33
(13) その他の留意点＜観光客、海水浴客、釣客等の避難対策＞	35
8. 用語の意味	37

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う巨大な津波により引き起こされた東日本大震災は、死者・行方不明者合わせて約 2 万人という甚大な被害をもたらしました。

近代の日本においては、明治三陸地震（明治 29 年）、昭和三陸地震（昭和 8 年）、チリ地震（昭和 35 年）等により、大きな津波が繰り返し日本に襲来し、その度に多くの尊い人命が奪われています。

一方、島根県においては、日本海中部地震（昭和 58 年）、北海道南西沖地震（平成 5 年）の津波によって、家屋浸水や船舶・港湾施設損壊等の被害を受けています。さらに、明治以前では、庄内沖地震（天保 4 年 [1833 年]）による津波被害の記録が残されています。今後も、日本海で大規模な地震が発生し、本県でも大きな被害を受ける可能性があります。

津波対策においては、防波堤などの構築物によって津波の侵入を防止することには限界があり、人的被害を軽減する上では「避難」ということが、極めて重要となり、地域全体でその体制を整えることが必要です。そのため市町村においては、津波襲来時に地域の状況に応じて住民が迅速かつ確実に避難できるように、避難対象地域や緊急避難場所・避難路、津波に関する情報の伝達方法や体制などをまとめた「津波避難計画」を策定し、その内容について住民に理解を図る必要があります。

島根県では、平成 24 年 3 月に「島根県津波避難計画策定指針」を作成し、市町村の津波避難計画の策定を促しています。

この指針の作成以降、国土交通省では平成 25 年 1 月、日本海における最大クラスの津波断層モデルの設定等を目的とした「日本海における大規模地震に関する調査検討会（共同事務局：内閣府、文部科学省）」を設置し、平成 26 年 9 月に報告書を取りまとめました。

これを受け、島根県では地域特性を踏まえた地震津波浸水の想定並びに被害の想定を検討するため平成 27 年 9 月「島根県地震津波防災対策検討委員会」を設置し、平成 29 年 3 月には「最大クラスの津波」に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる津波浸水想定を設定しました。

このたびは、この津波浸水想定の設定に併せて「島根県津波避難計画策定指針」を見直すこととしました。

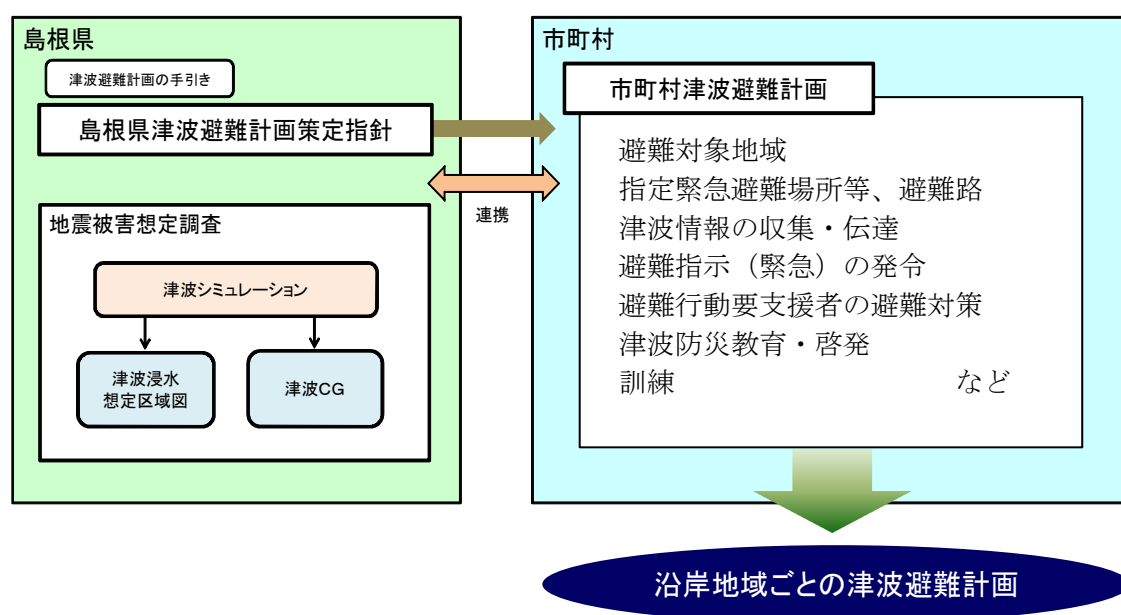
今後、この指針をもとに各市町村において津波避難計画の見直しが行われ、津波避難対策が推進されることを期待します。

1. 指針の目的等

(1) 指針の目的

この指針は、地震により発生した津波からの避難対策の一環として、市町村が津波避難計画を策定する際の手引きとして作成したものです。

市町村においては、地域の実情に応じた具体的かつ実践的な津波避難計画を策定するとともに、その内容について住民の理解を得る必要があります。また、津波災害は、波源域^{※1}の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じる地域差の大きな災害であることから、この指針を参考に沿岸地域ごとの津波避難計画についても策定に努める必要があります。



(2) 津波避難計画の必要性

津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの主体的な避難行動が基本となり、「主体的な避難行動の徹底」、「避難行動を促す情報の確実な伝達」、「より安全な避難場所の確保」、「安全に避難するための計画の策定」及び「主体的な行動を取る姿勢を醸成する防災教育・啓発等の推進」を着実に進めていくことが必要になります。このようなことから、市町村の津波避難計画は津波による人的被害を軽減するための重要な役割を担うものです。

※1 津波の発生に関与した海底の領域をいう。地震の震源が海底にあるとき、震源付近の海底が変動して津波が起きる。波源域は、震源断層の形状を反映しており、多くの場合楕円形で近似される。

(3) 市町村津波避難計画に係る県・市町村・住民等の役割

津波避難計画の策定及びそれに基づく訓練を実施するにあたり、県、市町村及び住民等が果たすべき役割は次のとおりです。

各主体の役割

実施主体	役割
県	<ul style="list-style-type: none">・市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針の策定・市町村における津波避難計画策定及び避難訓練の実施への支援・津波浸水想定（区域及び水深）の設定及び公表
市町村	<ul style="list-style-type: none">・市町村全体の津波避難計画の策定及び避難訓練の実施（避難対象地域、指定緊急避難場所、津波避難ビル、避難路等の指定及び公表）・住民参画による地域ごとの津波避難計画の策定の支援・津波ハザードマップの作成・周知
住民	<ul style="list-style-type: none">・地域ごとの津波避難計画の策定・避難訓練の実施又は参加（避難目標地点、避難経路等の設定）

2. 津波避難計画を策定する必要がある市町村

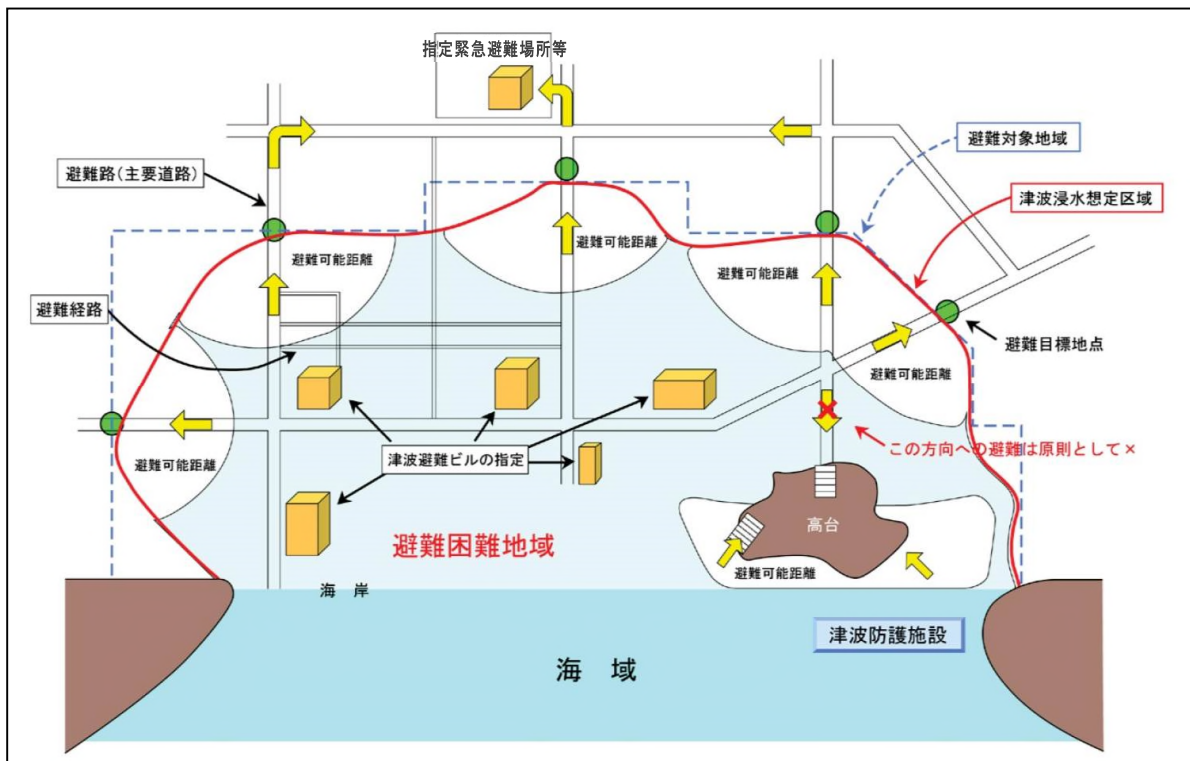
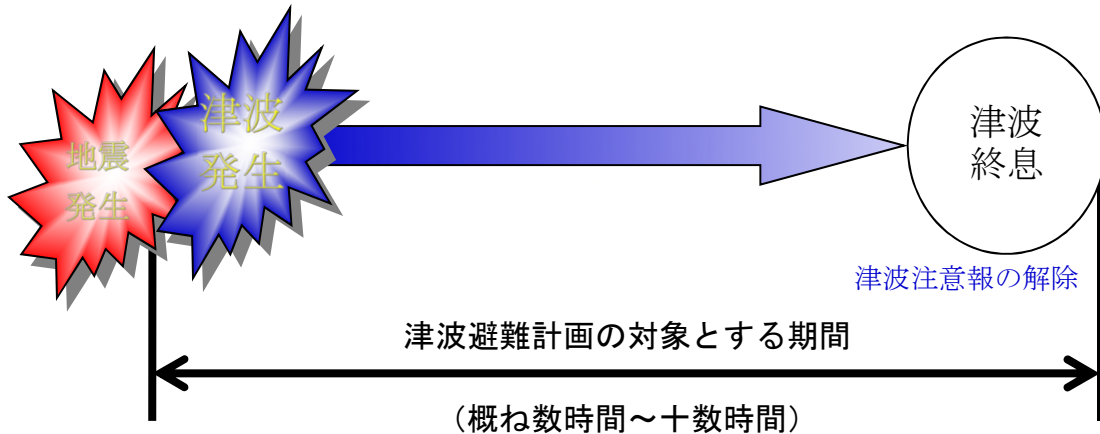
津波避難計画を策定する必要がある地域は、原則として海岸線等（津波の遡上が予想される河川の流域等も含む）を有し、津波による危険が予想される次の市町村とします。

沿岸	市町村名	沿岸	市町村名
島根 沿岸	安来市	隠岐 沿岸	隠岐の島町
	松江市		西ノ島町
	出雲市		海士町
	大田市		知夫村
	江津市		
	浜田市		
	益田市		

3. 津波避難計画の範囲

この指針で定める津波避難計画は、地震による津波の発生から津波が終息（津波注意報の解除）するまでの概ね数時間～十数時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策に資するものです。

津波災害の危険が切迫した地域における全ての住民、滞在者、通過者等（以下、「避難者」という。）が本計画の対象となります。



津波避難計画概念図

4. 津波浸水想定と津波ハザードマップ

(1) 津波浸水想定

県では、次頁に示す9つの想定地震による津波シミュレーション^{※2}を実施し、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した「最大クラスの津波（L2津波）」が悪条件下を前提に発生したときの津波の高さ、到達時間、浸水深、津波浸水想定区域^{※3}について想定及び設定しました（平成29年3月）。

対象とした想定地震は、島根県を取り巻く地震環境に関する歴史地震資料、地震観測資料、活断層資料及び津波資料などにより、活動性、その他影響の度合い等を考慮し、島根県地震津波防災対策検討委員会での検討を経て、設定しました。

これらの津波シミュレーションの結果は資料編に掲載するとおりですが、津波の高さや浸水範囲に差はあるものの、全ての沿岸市町村において津波による浸水が想定されています。

また、佐渡島北方沖で発生した津波は、日本海の海底地形の影響を受けて、隠岐地域及び島根半島に大きな津波となって到達する特徴を有しています。

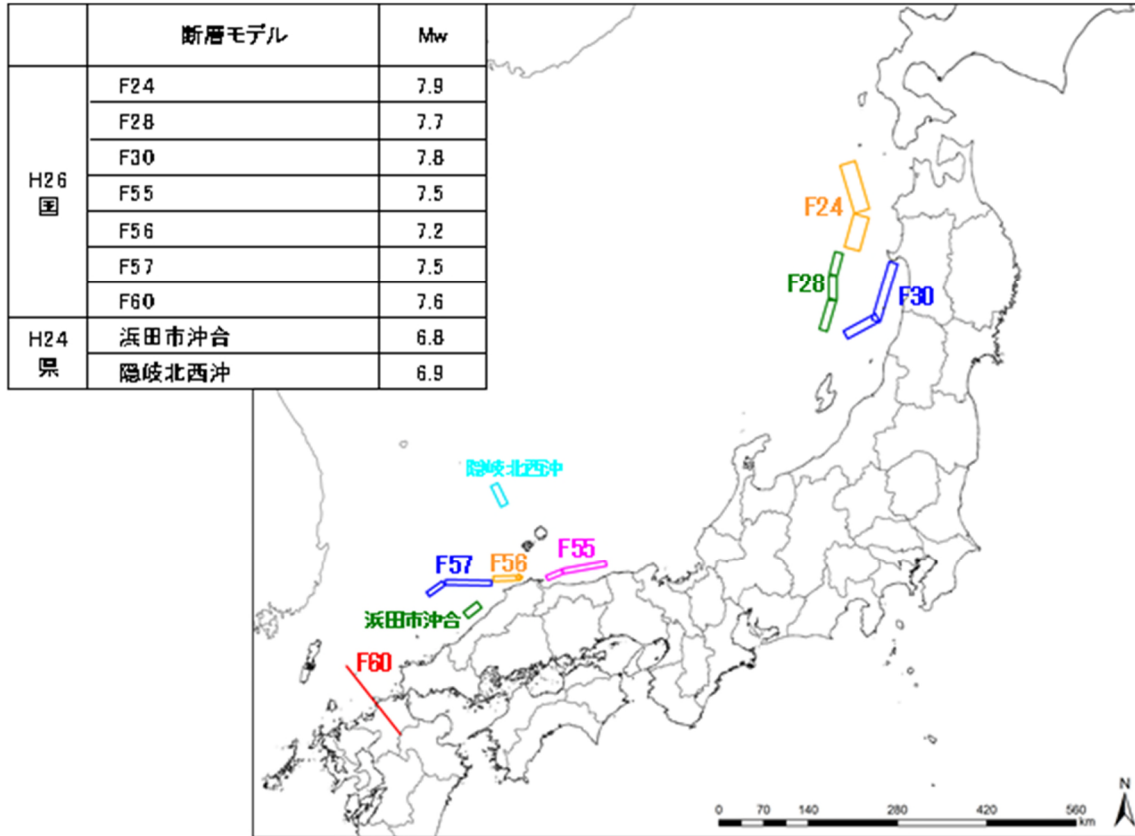
さらに、沿岸から近い地震の場合は津波到達時間（海面変動影響開始時間）^{〈注1〉}が早く、特にF55断層やF56断層の地震の場合は、津波到達時間が数分の地点があります。

県は、津波シミュレーションによる浸水想定区域を、県ホームページ「島根県統合型GIS-マップ on しまね」で公開しています。

〈注1〉津波により、地震発生から海面に±0.2mの海面変動が生じるまでの時間です。

※2 コンピュータ上で現実に近い状態（環境）を人工的に作り出し、いくつかの条件を与えることで発生する津波の大きさや到達時間などを想定する模擬実験のことをいう。「島根沿岸・隠岐沿岸津波浸水想定・設計津波検討業務」（平成27年度、島根県土木部河川課）

※3 想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。過去の津波の浸水地域や津波シミュレーションによる津波の浸水地域に基づき定める。



津波シミュレーションを行った想定地震（津波断層モデル）位置図

津波シミュレーションを行った想定地震（津波断層モデル）一覧

想定地震（断層モデル）		地震規模 ^(注3)	長さ(km)	幅(km)	傾斜(度)
H26 国 ^(注1)	F24	Mw7.9	131.6	28.2	30
	F28	Mw7.7	126.3	18.0	45
	F30	Mw7.8	152.6	19.3	45
	F55	Mw7.5	94.8	16.0	60
	F56	Mw7.2	49.5	16.0	60
	F57	Mw7.5	102.5	16.0	60
	F60	Mw7.6	136.9	14.0	90
H24 県 ^(注2)	浜田市沖合	Mw6.8	27.0	17.0	45
	隠岐北西沖	Mw6.9	36.0	17.0	45

〈注1〉「日本海における大規模地震に関する調査検討会（平成26年9月）において公表した断層のうち島根県に影響の大きい7つの想定断層

〈注2〉「島根県地震被害想定調査 報告書（平成24年6月）」による想定断層のうち、沿岸近くの2つの想定断層

〈注3〉地震規模は、Mw（モーメントマグニチュード）

(2) 津波浸水想定結果

島根県が実施した津波シミュレーションの市町村毎の津波最高水位、浸水想定面積、津波到達時間（海面変動影響開始時間、津波最高水位到達時間）は以下のとおりです。

市町村毎の【津波最高水位】

沿岸	市町村名	津波最高水位 (T. P. m)		津波断層モデル	備考
		最高水位 地点	代表地点		
島根 沿岸	安来市	1.0	—	F55	河川遡上
	松江市	6.6	4.1	F28	
	出雲市	5.0	4.5	F56	
	大田市	4.4	4.3	F57	
	江津市	4.8	4.3	F57	
	浜田市	6.8	4.9	F57	
	益田市	4.2	3.5	F57	
隠岐 沿岸	隠岐の島町	7.9	6.7	F24	
	西ノ島町	7.3	6.7	F28	
	海士町	5.3	4.9	F24	
	知夫村	4.3	4.3	F55	

(注1) この結果は、最新の知見を踏まえ、悪条件下において津波の浸水予測を行ったものですが、想定より高い津波が来襲する可能性があります。

(注2) 津波最高水位は、選定した津波断層モデル（9断層）の計算結果から最も高い津波水位を表示しています。

市町村毎の【浸水想定面積】

沿岸	市町村名	浸水想定 面積(ヘクタール)	備考
島根 沿岸	安来市	4	河川遡上
	松江市	192	
	出雲市	129	
	大田市	74	
	江津市	53	
	浜田市	251	
	益田市	58	
隠岐 沿岸	隠岐の島町	389	
	西ノ島町	125	
	海士町	128	
	知夫村	40	

(注1) 浸水想定面積は、小数点以下第1位を四捨五入しています。

(注2) 浸水想定面積は、9断層のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水面積を算出しています。

代表地点における市町村毎の【海面変動影響開始時間】

沿岸	市町村名	海面変動影響 開始時間(分)	±1.0m 以上 の海面変動 継続時間(分)	該当する 代表地点	津波断層 モデル
島根 沿岸	松江市	2	113	さい 才港	F55
	出雲市	3	12	かまうら 釜浦漁港	F56
	大田市	7	11	ひそ 日祖漁港	浜田市沖合
	江津市	7	11	ごうつ 江津港	浜田市沖合
	浜田市	7	—	うぶゆ 生湯港	浜田市沖合
	益田市	20	—	つちだ 土田漁港	浜田市沖合
隠岐 沿岸	隠岐の島町	23	66	しおほま 汐浜港	F55
	西ノ島町	24	44	みたべ 三度漁港	F56
	海士町	26	88	たけし 高石漁港	F55
	知夫村	24	43	ちぶ にぶり 知夫(仁夫里)漁港	F56

代表地点における市町村毎の【津波最高水位到達時間】

沿岸	市町村名	津波最高水位 到達時間(分)	津波最高 水位(T.P.m)	±1.0m以上の 海面変動 継続時間(分)	該当する 代表地点	津波 断層 モデル
島根 沿岸	松江市	191	4.1	12 時間以上	のなみ 野波(小波) 漁港	F28
	出雲市	20	4.5	97	かわしも 河下港	F56
	大田市	40	4.3	149	ふくみつ 福光海岸	F57
	江津市	39	4.3	74	むかい はま 向の浜海岸	F57
	浜田市	40	4.9	72	おりい 折居漁港	F57
	益田市	47	3.5	115	つちだ 土田漁港	F57
隠岐 沿岸	隠岐の島町	147	6.7	12 時間以上	くみ 久見漁港	F24
	西ノ島町	171	6.7	12 時間以上	くにが 国賀港	F28
	海士町	158	4.9	9 時間以上	ほほみ 保々見港	F24
	知夫村	39	4.3	57	きさね 木佐根港	F55

(注3) 「±1.0m 以上の海面変動継続時間」は、【代表地点】の海面変動が±1m 以内に収まるまでの時間です。海面変動が±1m 以上とならない地点では「—」と表示しています。

(3) 津波ハザードマップ^{※4}

島根県が実施した津波シミュレーションによって浸水が想定される市町村では、住民等の円滑な避難を確保する上で必要な事項を記載した「津波ハザードマップ」を作成し、住民等に対して周知・理解を図る必要があります。

なお、津波ハザードマップの作成にあたっては、地域住民主体のワークショップ^{※5}等の場を活用し、周知等にあたっては、説明会の開催や津波避難訓練での活用を図るなど、住民等の理解と関心を深める工夫を行うことが重要です。

5. 津波避難計画の基本的な考え方

- (1) 津波避難計画は、地震による津波が発生した場合を想定し、市町村が行うべき津波避難に関する具体的事項を定めるものです。
- (2) 津波避難計画の策定にあたっては、避難者の状況や地域の実情を考慮しながら検討する必要があります。
- (3) 津波避難計画は、島根県が実施した津波シミュレーション結果を踏まえて策定するものですが、沿岸から近い地震の場合、津波到達時間（海面変動影響開始時間）が数分の地点もあることから、津波到達時間が短い場合も踏まえて情報伝達や避難する方策を十分に検討する必要があります。
- (4) 自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には一定の限界があることに留意し、これらを被害想定の一つとして認識することが大切です。
- (5) 津波避難計画に定めることが対策の全てではなく、状況に応じて臨機応変に適切な避難対策を講じることが重要です。
- (6) 津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題、津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じて、定期的かつ継続的に見直しを行うことが必要です。また、住民が策定する地域における津波避難計画の策定を踏まえて、市町村の津波避難計画を見直すことも重要です。

※4 津波による浸水が想定される区域等を示した地図に、必要に応じて指定緊急避難場所、津波避難ビル、避難路などの防災情報を加えたものをいう。

※5 行政が計画等を策定し住民に伝達するという従来の手法ではなく、計画等の立案段階から地域住民を中心とする様々な立場の人々が参画し、計画等を作り上げていく手法をいう。

解説 <津波シミュレーションの限界>

津波は、地震の規模や発生地点、波長、海底や海岸の地形等の様々な要因により、津波の高さや到達時間、挙動が大きく異なるとともに、家並みや生活形態等によって被害の様相が大きく変わります。

津波シミュレーションの結果は、津波災害のシナリオの一つであり、津波が浸水する様子を概略的に把握するものです。そのため、次の3点に注意する必要があります。

①海底地盤の変形

津波の大きさは、地震による海底地盤の変動の大きさ（高さ）に左右します。津波シミュレーションでは平均的な地盤変動を想定するため、局所的に大きな地盤変動があった場合は、想定する津波の大きさと異なる場合があります。

②到達予想時間

地震の本震^{※6}前に、前震^{※7}やなんらかの原因で津波を生じさせる場合があります、本震による津波よりも早く到達する場合があります。

③局所的な変動

津波は、わずか数十メートル離れるだけで津波の高さが大きく異なる場合があります。

島根県で実施した津波シミュレーション結果は10m×10mの区画（メッシュ）で表示しており、平成24年の想定結果より精度は向上していますが、計算結果はメッシュの“平均値”を示しているため、局所的な変動は表現できない場合があります。

6. 津波避難計画において定める事項

市町村の津波避難計画において定める必要がある事項は、次のとおりです。

津波からの危険を回避するためには、状況に応じて臨機応変に適切な避難対策を講じることが重要です。

- (1) 総則
- (2) 津波浸水想定区域
- (3) 避難対象地域
- (4) 避難困難地域
- (5) 指定緊急避難場所等、避難路等
- (6) 初動体制
- (7) 避難誘導等に従事する者の安全確保
- (8) 津波情報等の収集・伝達
- (9) 避難指示（緊急）の発令
- (10) 避難行動要支援者の避難対策
- (11) 津波防災啓発
- (12) 訓練
- (13) その他の留意点 <観光客、海水浴客、釣客等の避難対策>

※6 ほぼ同じ場所で発生する地震の群のうち、最も規模の大きい地震をいう。

※7 ほぼ同じ場所で発生する地震の群のうち、本震に先がけて発生する地震のことをいう。その地震の規模（マグニチュード）は本震よりも小さい。

7. 津波避難計画の策定手順

(1) 総則

計画の目的、計画策定の基本的事項、用語の意味等を記載する。

総則として、計画全体に関わる次の事項を記載する。

- ① 計画の目的
- ② 津波避難計画の範囲
- ③ 計画の管理（定期的、継続的な見直し）
- ④ 本計画における用語の意味

(2) 津波浸水想定区域

島根県が実施した津波浸水想定を参考に、市町村において想定する津波の概要を明らかにする。

- ① 最も大きな影響をもたらす地震（津波断層）
- ② 海面変動影響開始時間と水位変動
- ③ 津波最高水位到達時間と津波最高水位
- ④ 津波浸水想定区域と浸水深

市町村津波避難計画策定の基本となる想定する津波の概要を島根県が実施した津波浸水想定を参考に明らかにする。

- ① 最も大きな津波最高水位となる地震（断層）や最も早く津波が到達（海面変動影響開始）する地震（断層）を明らかにする。
- ② 島根県の「津波浸水想定について（解説）」に掲載されている「市町村の代表地点における海面変動影響開始時間と水位変動」を把握する。
- ③ 島根県の「津波浸水想定について（解説）」に掲載されている「市町村の代表地点における津波最高水位到達時間と津波最高水位」及び本指針の参考資料3に掲載している「海岸別の津波最高水位、浸水面積」をもとに、「津波最高水位到達時間と津波最高水位」を把握する。
- ④ 島根県の津波浸水想定における「津波浸水想定図」をもとに、市町村の津波浸水想定区域や浸水深の状況を把握する。

(3) 避難対象地域

島根県が作成した津波浸水想定区域図を参考に避難対象地域^{※8}を抽出する。

避難対象地域は、津波による被害が予想されるために避難が必要となる地域です。

避難対象地域は、島根県が作成した津波浸水想定区域図を参考に抽出しますが、この津波浸水想定区域は、津波シミュレーションの結果に基づくものであり、想定には一定の限界があることに留意します。そのため、抽出にあたっては、津波シミュレーション結果では浸水しないが、予測の不確実性を考慮した場合には浸水の恐れがある地域（バッファゾーン）についても考慮することが必要です。

また、避難指示（緊急）を発令する場合、対象となった地域名が避難者に迅速かつ正確に伝わるのが重要です。さらに、避難にあたっては、避難行動要支援者^{※9}等の避難誘導等を考えた場合、地域内での声掛けや助け合いが非常に重要となります。

こうしたことから、避難対象地域を抽出するにあたっては、町内会等、コミュニティブロック単位により抽出することが重要です。

(参考) 津波の場合は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令するとされています。ただし、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なります。

※8 津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市町村が避難指示（緊急）を発令するときの一団の地域。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で抽出する。

※9 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。

(4) 避難困難地域の検討

避難対象地域のうち、予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域を避難困難地域として抽出する。

① 津波到達予想時間の設定

津波シミュレーション結果等に基づき、津波到達予想時間を設定する。

② 避難目標地点の設定

避難対象地域の外に最も安全かつ早く避難できることが重要であり、避難者が避難対象地域の外へ脱出する際の目標地点を避難対象地点の外側に設定する。

③ 避難可能距離^{※10}の設定

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定する。

④ 避難路、避難経路の設定

避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路、避難経路を設定する。

⑤ 避難困難地域の抽出

①～④の検討に基づき、津波到達予想時間内に、選定した避難路、避難経路を通過して避難目標地点まで到達可能な範囲を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難地域として抽出する。

① 津波到達予想時間の設定

津波到達予想時間は、原則として島根県が実施した津波シミュレーション結果における海面変動影響開始時間に基づき設定します。

② 避難目標地点の設定

津波が短時間で到来する場合、必ずしも指定緊急避難場所への最短コースで避難する必要はなく、避難対象地域の外に最も安全かつ早く避難できることが重要であることから、避難者が避難対象地域の外へ脱出する際の目標地点を避難対象地点の外側に設定します。

※10 徒歩を前提として、避難開始から津波の到達が予想される時間までに避難することが可能な距離をいう。

③ 避難可能距離の設定

避難対象地域において、避難開始から津波到達予想時間までの間に、避難路を經由して、避難目標地点に到達可能な距離を避難可能距離として設定します。

避難可能距離の設定にあたっては、徒歩による避難を原則とし、次の式により算出します。

$$\text{避難可能距離} = (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達予想時間} - (2 \sim 5 \text{分}))$$

- (ア) 津波到達予想時間は、①で定めた時間を用います。
- (イ) 歩行速度は、1.0m/秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安としますが、歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等についてはさらに歩行速度が低下する（0.5m/秒）こと、東日本大震災時の津波避難実態調査結果による平均避難速度が0.62m/秒であったこと等を考慮する必要があります。
- (ウ) 避難できる限界の距離は、最長でも500m程度を目安とします（より長い距離を目安とすることも考えられるが、避難行動要支援者等の避難できる距離、指定緊急避難場所等までの距離、避難手段などを考慮しながら、各地域において設定する必要があります）。
- (エ) 避難に要する時間は、地域の実情に応じて、地震発生後2～5分後に避難開始できるものと想定します。
- (オ) 夜間の場合には、避難開始は昼間に比べてさらに準備に時間がかかるとともに、避難速度も低下することも考慮する必要があります。また、積雪寒冷期における避難速度等の低下にも考慮する必要があります。
- (カ) 歩行速度や避難可能距離、避難開始時間等は、避難訓練を行って確認・検証し、見直すことが重要である。

④ 避難路、避難経路の指定・設定

安全性の高い避難路、避難経路を定めることが重要であり、次の点に留意して指定・設定します。

- ・家屋倒壊も考慮して、できるだけ幅員が広く、かつ迂回路が確保されている避難路等とする。
- ・海岸沿いや河川沿いの道路を設定することはできる限り避ける。
- ・津波の進行方向と同方向へ避難する道路を設定する。
- ・気象条件により通行が困難になる避難路等はできる限り避ける。

⑤ 避難困難地域の抽出

前記①～④の検討に基づき、津波到達予想時間内に、選定した避難路、避難経路を通過して避難目標地点まで到達可能な範囲を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難地域として抽出します。

- (ア) 避難困難地域の抽出にあたっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要があります。
- (イ) 避難困難地域の避難者が避難することができる場所を確保するために、地域内に津波避難ビルを指定する必要がある場合は、事前に所有者等と十分な協議を行い、同意を得る必要があります。
- (ウ) 不特定多数の人々が集まる中心市街地等では、昼間人口が多いことを踏まえて、適切な避難対策を立案することが望まれます。

(5) 指定緊急避難場所等、避難路等の指定・設定

市町村および住民等は、指定緊急避難場所、津波避難ビル、避難路、避難経路などを指定・設定し、避難方法を定めるとともに、指定・設定した指定緊急避難場所等の機能維持・向上に努める。

① 指定緊急避難場所、津波避難ビルなどの指定・設定

- (ア) 市町村は、必要な安全性や機能が確保されている場所を、指定緊急避難場所^{※11}として指定する。
- (イ) 住民等は、安全性の高い緊急避難場所や避難目標地点^{※12}を設定する。
- (ウ) 市町村は、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、必要に応じて避難対象地域内に津波避難ビル^{※13}を指定する。

② 避難路、避難経路の指定・設定

- (ア) 市町村は、必要な安全性や機能が確保されている避難路^{※14}を指定する。
- (イ) 住民等は、安全性の高い避難経路^{※15}を設定する。

③ 避難の方法

避難する場合の方法は、原則として徒歩とする。

市町村または住民は、津波避難を円滑に行うために、津波浸水想定区域等を把握し、あらかじめ指定緊急避難場所等を指定・設定しておく必要があります。また、指定した指定緊急避難場所等の機能の維持・向上・周知にも努める必要があります。

市町村があらかじめ指定した指定緊急避難場所、津波避難ビル、避難路については、避難訓練等を通じて地域住民が参画して点検・見直しを行うことが重要です。

※11 津波の危険から逃れるための避難場所として、避難対象地域の外に市町村が指定する施設又は場所をいう。

※12 避難対象地域の外に避難する際の目標となる場所をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。

※13 津波浸水想定区域内において、避難者が、一時的もしくは緊急避難・退避する建物をいう。津波による浸水のおそれのない地域の避難施設や高台は含まない。

※14 避難する場合の経路で、市町村が指定する主要道路をいう。

※15 避難する場合の経路で、住民が設定するものをいう。

① 指定緊急避難場所、津波避難ビルなどの指定・設定

(ア) 指定緊急避難場所の指定

市町村は、必要な安全性や機能性が確保されている場所を指定緊急避難場所としてあらかじめ指定します。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、何よりも安全性が確保されていることが重要であり、機能性は段階的に確保することを念頭に検討します。津波は、地形条件によって発生する高さ、浸水範囲が地域によって大きく異なるため、これらを適切に考慮し、地域の実情を踏まえることが重要です。

安全性については、「最大クラスの津波」への対応を原則としますが、それが困難な場合には、最低でも「比較的発生頻度の高い津波」に対して対応できるものとし、「最大クラスの津波」に備えて、住民等が時間と余力のある限り、より「安全な避難場所」を目指す避難行動を推進します。

そのため、指定緊急避難場所の危険度・安全度を明確にし、津波ハザードマップや建物への想定浸水高の表示、地域の地盤高や避難先の海拔表示、海岸からの距離表示等により周知するよう努めることが重要です。

機能性の確保にあたっては、避難者数に応じた十分なスペースを確保するとともに、避難者に対して津波情報や被害状況、津波注意報等の切り替え・解除の情報が適時、的確に伝わる必要があります。

安全性及び機能性の確保であり、地域の実情に応じて検討すること

指定緊急避難場所 の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">● 避難対象地域から外れていること。● 原則としてオープンスペース、または建物を指定する場合は、十分な耐震性、かつ、当該部分までの避難上有効な経路が確保されていること。 (建物を指定する場合、昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定すること。)● 周辺に土砂災害、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。● 予想される津波よりも大きな津波が到達する場合も考えられることから、さらなる避難が可能な場所であること。● 指定緊急避難場所である表示（標識等）があり、入口等が明確であること。
指定緊急避難場所 の機能性の確保	<ul style="list-style-type: none">● 避難者1人あたりの十分なスペースが確保されること。 (最低限1人あたり1㎡以上が目安)● 夜間照明（街灯等）があること。● 建物を指定する場合は、情報機器（電話、ラジオ、防災行政無線戸別受信機等）、食糧、水、毛布等一時的な避難生活に必要な物資等を備えていること。

(イ) 避難目標地点の設定

住民等は、必要に応じて安全性の高い避難目標地点を設定します。

避難目標地点は、避難者が指定緊急避難場所等に避難する際に、とりあえず津波の危険から命を守るための目標地点であり、情報機器や食糧等は備っていません。

したがって、避難者は、避難の際には携帯電話・ラジオ等の携行を心がけるとともに、避難目標地点に到達後は速やかに指定緊急避難場所等へ移動する必要があります。

また、避難目標地点の設定にあたっては、次の点に留意します。

- 必ずしも指定緊急避難場所等への最短経路上にある必要はなく、何よりも避難対象地域外にいち早く避難できる地点を選ぶこと。
(例えば、指定緊急避難場所等への最短経路では、津波浸水想定区域内を長時間移動しなければならないなど、かえって危険を高める可能性がある。)
- 避難対象地域の外縁と避難路との接点付近に設定すること。
- 袋小路となっている箇所や、背後に階段等の避難路がない急傾斜地や崖地付近は避けること。
- 避難目標地点から指定緊急避難場所等へ向かって速やかに避難できる方法を考えておくこと。

安全性の確保であり、地域の実情に応じて検討すること

避難目標地点の 安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">● 避難対象地域から外れていること。● 袋小路となっていないこと。また、背後に階段等の避難路がない急傾斜地や崖地付近は避けること。● 避難目標地点に到達後、指定緊急避難場所等へ向かって速やかに避難できる避難路が確保されていること。
-------------------	---

(ウ) 津波避難ビルの指定

市町村は、避難対象地域内において必要な安全性や機能性が確保されている建物を、必要に応じて津波避難ビルとして指定します。

津波避難ビルとしては、学校、公民館、マンション、ホテル、旅館、工場、倉庫等が考えられますが、指定にあたっては、これらの所有者や管理者の理解が必要です。地域ぐるみで津波避難計画を策定することにより、こうした施設の所有者等に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことを理解していただきながら、津波避難ビルを指定することが大切です。

避難対象区域内に高いビル等が存在しない場合は、鉄道や道路等の高架部分、歩道橋等の利用、浸水想定区域内の公園等への人工的な高台（盛土）の設置、津波避難タワーの整備等を検討する必要があります。

また、避難開始が遅れ津波の到達時間が切迫した場合には、状況によってはあえて屋外へ避難するよりも、建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる可能性が高いことも考えられることから、場合によっては各自の状況判断に基づく臨機応変な対応が求められます。



安全性及び機能性の確保であり、地域の実情に応じて検討すること

津波避難ビルの安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● RC又はSRC構造であること。原則として、基準水位以上であること。 (注) 基準水位とは、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等に衝突する津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位をいう。 ● 海岸に直接面していないこと。 ● 耐震性を有していること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定すること。）。 ● 避難路等に面していること。 ● 進入口への円滑な誘導が可能であること。 ● 外部から避難が可能な階段があること。
津波避難ビルの機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくこと。 ● 夜間照明や情報機器が備わっていること。

解説 津波避難ビル

津波避難ビルは、本来は避難施設として想定されていない施設を活用するケースが多いこと、事態の非常に切迫した災害初動期に活用するものであることを勘案すると、利用・運営体制をあらかじめ十分に強化しておかなければ、津波避難ビルとして機能しない可能性もあります。これは、地域住民等の自助・共助の意識や姿勢によるところが大きいいため、津波避難ビルの検討の段階から、地域住民等の積極的な参画を前提としておくことが望まれます。

② 避難路、避難経路の指定・設定

(ア) 避難路の指定

市町村は、必要な安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定します。

安全性及び機能性の確保であり、地域の実情に応じて検討すること

避難路の 安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">● 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。● 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。● 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。● 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としないこと。● 避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定すること。（海岸方向にある指定緊急避難場所へ向かっての避難をするような避難路の指定は原則として行わないこと。）● 避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波避難ビルが指定されていること。● 地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図ること。● 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定すること。
----------------	--

避難路の機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。 ● 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。 ● 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていること。
------------	---

(イ) 避難経路の設定

住民等は、安全性の高い避難経路を設定します。

安全性の確保であり、地域の実情に応じて検討すること

避難経路の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。 ● 最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。 ● 複数の迂回路が確保されていること。 ● 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としないこと。 ● 避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して津波避難ビルが指定されていること。 ● 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていること。
-------------	---

③ 避難の方法

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とします。

しかし、地域によっては、指定緊急避難場所等や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難な場合も想定されます。

こうしたことから、津波発生時においては徒歩による避難を原則としつつも、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所等までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討しておきます。緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックせずにエンジンキーはつけたままとします。

(6) 初動体制

勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制について定める。

津波による人的被害を軽減するためには、特に、大津波警報・津波警報や津波注意報の伝達や避難指示（緊急）の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要です。また、津波は繰り返し襲って来こともあり、津波の第一波が必ずしも最大とは限りません。

こうしたことから、次の点に留意する必要があります。

- 勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の参集規定を定め、津波注意報等が解除されるまでの間、津波情報や被害状況の把握ができる体制を整えること。
- 参集連絡手段については、携帯電話、メール等による伝達手段の多重化を図るとともに、ある一定基準に達した場合には、その情報等を認知後、参集連絡を受けることなく、速やかに自主的・自動的に参集する体制を確保すること。
- 職員自身の被災により連絡・参集体制が機能しないことも想定すること。

(7) 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導、水門等の閉鎖活動等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保について定める。

災害応急対策業務に携わる職員等の安全確保を最優先することを前提として、次のようなことを定める必要があります。

- 自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提である。
- 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えることなどについて定める必要がある。
- 避難行動要支援者の避難支援と、避難支援等関係者等の安全確保について、避難行動要支援者自らも防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する必要がある。

(8) 津波情報等の収集・伝達

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報^{※16}、津波情報^{※17}（以下、「津波情報等」という。）の収集及び伝達手段・体制等について定める。

① 津波情報等の収集

(ア) 津波情報等の早期収集

気象庁から発表される津波情報等の受信手段、受信経路等を定める。

(イ) 津波の実況等の情報収集

大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、国等による津波観測機器による観測情報、安全な場所での海面監視の実施等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。

② 津波情報等の伝達

津波情報等、避難指示（緊急）の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）を定める。

(ア) 伝達系統

誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するか等を定める。

(イ) 伝達方法

情報の受け手に応じて、どのような手段で、どのような内容の情報をいつの時点で伝達するか等を定める。

③ 情報伝達手段の整備

地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する。

① 津波情報等の収集

(ア) 津波情報等の早期収集

市町村では、大津波警報、津波警報、津波注意報の通知を受けたとき、あるいは知ったときは、災害対策基本法第56条に基づき、市町村の地域防災計画の定めるところにより、当該大津波警報、津波警報、津波注意報または通知に係る事項を住民等に対して伝達しなければなりません。

そのため、市町村は、津波情報等の発表の時期、その内容、伝達手段・経路、伝達先等を津波避難計画に記載し、迅速かつ正確な津波情報等の収集・伝達方法等を確保しておく必要があります。

※16 地震発生後、津波が予想されないとき、0.2m未満の海面変動が予想されたとき、津波注意報解除後も海面変動が継続するときに気象庁が発表する情報をいう。

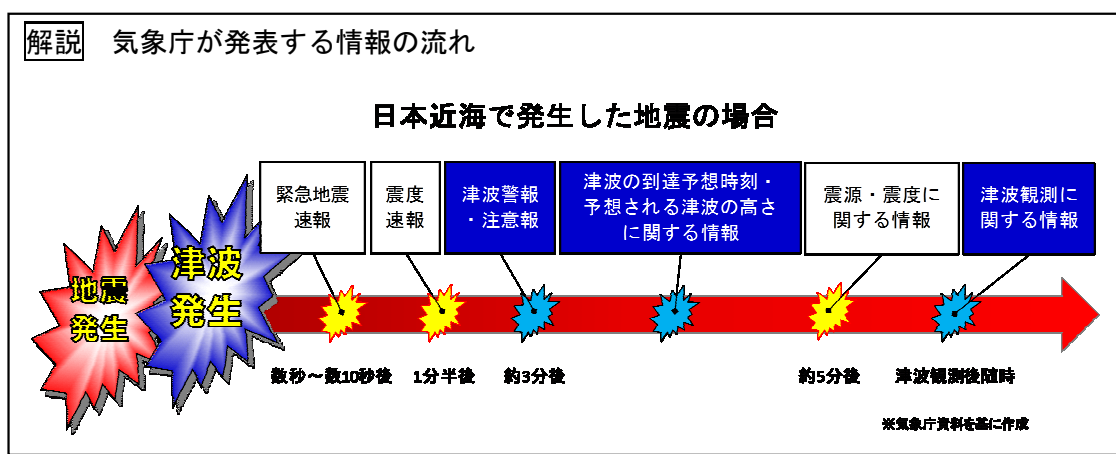
※17 津波注意報・警報の発表後に気象庁が発表する情報をいう。津波情報には、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」「満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」「津波観測に関する情報」がある。

(イ) 津波の実況等の情報収集

津波の実況の情報を収集することは、救助・救出活動等の災害応急対策実施又は待避の判断の基礎となるほか、住民に対する適切な避難誘導に役立つことが期待されます。

津波の実況把握の方法については、気象庁が発表する津波観測情報や沖合津波観測情報における沿岸又は沖合の津波観測結果等の収集、地方公共団体等の整備による監視用カメラや津波観測機器等により行うことが基本となりますが、高台等の安全な場所から目視により海面を監視する方法もあります。

こうした津波の実況に関する情報収集を、誰が、どこで、いつ、どのような情報を、どのように収集し、得られた情報を、いつ、どのように活用するかといった情報収集・活用のための手順や体制を定めておく必要があります。



② 津波情報等の伝達

大津波警報、津波警報、津波注意報等や避難指示（緊急）の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するための伝達系統及び伝達方法を定める際は、次の点に留意する必要があります。

● 情報伝達にあたって留意するポイント

何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ● 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、津波襲来の危険、避難指示（緊急）、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 (注) 伝達内容について予め検討し、例文を作成しておく必要がある。 ● 満潮時間
誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域の住民等か ● 避難対象地域の住民等の誰を対象とするか (住民、滞在者〔観光客、海水浴客、釣客等〕、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海洋工事関係者等) ● 避難促進施設（津波浸水想定区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等、要配慮者が利用するなど早めに避難を促す必要がある施設）の管理者等 ● 指定緊急避難場所等に避難している避難者
いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震直後 (方法：自動放送、職員を介した速やかな放送) (内容：地震・津波の発生、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、避難指示（緊急）の発令) ● 津波発生後 (内容：避難指示（緊急）、津波情報等、被害状況等) ● 津波終息後 (内容：大津波警報、津波警報、津波注意報の解除、避難指示（緊急）の解除)
どのような手段で知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）^{※18}、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、携帯電話（市町村等が配信する防災メール、携帯電話事業者が配信する緊急速報（エリア）メール^{※19}を含む）、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット、ワンセグ等 (注) 島根県では、市町村が島根県総合防災情報システムに入力する情報のうち、住民へ特に迅速かつ効率的な伝達が必要な避難指示等の情報は、Lアラート（災害情報共有システム）を通じて、テレビ、ラジオ等の様々なメディアを通じて住民等に伝達される。 ● 情報の受け手の立場に立った伝達手段 (注) 避難行動要支援者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

※18 津波警報や緊急地震速報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を直接かつ瞬時に伝達するシステムをいう。

※19 携帯電話事業者によるサービスをいう。気象庁が配信する「緊急地震速報」や、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」を対象エリア内にある携帯電話に一斉メール配信するもの。

- 夜間、休日等の勤務時間外においても、迅速かつ正確な情報伝達が実施できるように、情報を発信する側（市町村）の体制を具体的、詳細に地域防災計画等に記載するとともに、情報を受ける側の体制についても氏名、役職等具体的に把握する。
- 住民等への情報伝達においては、防災行政無線による手段が有効であるが、屋外拡声器の場合、風向き・豪雨等の気象条件により、あるいは屋内にいる人にとっては聞き取りにくい場合があることなどに十分留意し、戸別受信機等の計画的整備を図ること。
- 防災行政無線のみの情報伝達に頼ることなく、緊急速報(エリア)メール、有線放送、コミュニティ FM、CATV、アマチュア無線等の既存の伝達媒体を用いることにより、伝達手段の多重化・多様化を図ること。
- 津波情報等は、津波発生後において随時発表されることから、発表の都度、被害状況等と併せて住民等に伝達すること。
- 海水浴客、釣客、観光客、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の海岸付近にいる者に対しては、防災行政無線のみならず、緊急速報（エリア）メールや各々の施設管理者等を通じた伝達方法を確立すること。特に、海岸や海など防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光等視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段の普及に取り組む必要がある。
- 津波情報等は、津波襲来時の避難行動に関わる重要な情報であることから、あらゆる手段を活用し、住民等に確実に伝わるようにすること。特に、地震発生場所が島根県から遠く離れている場合は強い揺れを感じないことがあり、住民等が津波の襲来や避難の意識を喚起しない場合があることに十分留意すること。
- 平常時において、関係機関や住民等の協力を得て、津波情報等の伝達訓練の実施に努めること。また、住民等に対しては、日頃から津波情報等の入手手段を確認しておくよう周知を図ること。

③ 情報伝達手段の整備

各市町村において、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する必要があります。

次のような点を踏まえて、情報伝達手段を整備する必要があります。

- 非常電源、耐震性、耐浸水性等情報伝達システムの耐災害性を高める。
- 特定の地域に存する者（居住者、一時滞在者及び通過交通）に対し、幅広く情報を伝達するのに効果的な緊急速報（エリア）メールを活用する。複数の携帯電話キャリアを活用するため、市町村担当者が一回の操作で複数社に送信できるシステムの整備が望ましい。
- 地域の実情を踏まえ、よりきめ細かで、確実な情報伝達を行うため、市町村防災行政無線（同報系）などの同報系システムを効果的に組み合わせる。
- 市町村防災行政無線（同報系）のほか、多様な手段をJアラートによる自動起動の対象とすることが有効である。
- 情報を発信する市町村と情報を住民に伝える放送事業者、新聞社、通信事業者などが共通に利用する情報基盤であるLアラート（災害情報共有システム）や島根県避難勧告等情報伝達連絡会を活用して効率的に情報伝達を行う。

(9) 避難指示（緊急）の発令

避難指示（緊急）の発令の基準、時期、手順及び伝達方法等について定める。どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令する。

ただし、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

- ・大津波警報の発表時：最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域
- ・津波警報発表時：海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域
- ・津波注意報の発表時：基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域

① 発令基準

次の場合における避難指示（緊急）の具体的な発令基準を定める。

- (ア) 報道機関の放送等により大津波警報、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合及び法令（気象業務法）の規定により大津波警報、津波警報、津波注意報の通知を受けた場合
- (イ) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合
- (ウ) 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合

② 発令対象地域

気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報に対応した避難指示（緊急）の発令対象地域（避難の対象とする地域）を定める。

③ 発令時期及び発令手順

避難指示（緊急）の発令時期・発令手順を定める。

大津波警報、津波警報、津波注意報を認知した場合または大津波警報、津波警報、津波注意報の通知を受けた場合は、自動的または直後に、それぞれに応じた区域を対象に避難指示（緊急）を発令する。

避難指示（緊急）の解除の発令は、原則として、津波注意報等の解除の発表に基づき行う。

④ 伝達系統、伝達方法

避難指示（緊急）の発令の伝達系統、伝達方法を定める。

- (ア) 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）
誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定める。
- (イ) 伝達方法（伝達手段、伝達要領等）
伝達手段として、情報の受け手に応じて多種・多様な手段を定める。また、避難指示（緊急）の発令内容〔例文〕をあらかじめ定める。

解説 津波の場合の避難指示（緊急）

風水害等の場合は、災害の状況に応じて「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」を市町村が発令します。

平成 29 年 1 月に改定された「避難勧告等に関するガイドライン」【内閣府（防災担当）】では、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令するものとされています。

大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき、それぞれに応じた区域を対象に避難指示（緊急）を発令します。

- ①大津波警報の発表時：最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域
- ②津波警報発表時：海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域（津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮）
- ③津波注意報の発表時：基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域（避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる）

なお、遠地津波の場合など津波到達に相当の時間があるものについては、気象庁が発表する「遠地震に関する情報」を踏まえて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討するものとされています。

「避難指示（緊急）」は、被害の危険が目前に切迫している場合に発令され、勧告よりも拘束力が強く住民等を避難のために立退かせるためのものです。

① 発令基準

災害対策基本法第 60 条に基づき、市町村は、必要と認める地域（避難対象地域）の住民、滞在者その他の者に対して、避難指示（緊急）を発令する権限を有しています。

こうしたことから、市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、大津波警報、津波警報、津波注意報に応じた避難指示（緊急）の具体的な発令基準をあらかじめ定めます。

(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合は、それを認知または受信した直後に、自動的あるいは即座に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された旨を住民その他関係のある公私の団体等に伝達しなければなりません。

大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合においては、警報等の種類に応じて避難が必要と認められる地域を対象に避難指示（緊急）を発令し、対象地域の住民等に伝達する必要があります。このため、あらかじめ大津波警報、津波警報、津波注意報の発表時の避難指示（緊急）の発令対象地域を定めておく必要があります。

また、市町村は、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまでの間、原則として避難指示（緊急）は解除せず、津波情報等に注視する必要があります。

(イ) 「強い地震を感じたとき」とは、震度4程度以上を指します。また、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、地震動（震度）は小さいが大きな津波が発生する可能性があるため、津波情報等に基づき、必要に応じて避難指示（緊急）を発令する必要があります。

(ウ) 「法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合」とは、災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受け取ることができなくなった地の市町村が行う津波警報があります。（気象業務法施行令第8条）

② 発令対象地域

津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市町村ごとに発令対象区域をあらかじめ具体的に定めておく必要があります。

大津波警報、津波警報、津波注意報の基本的な区分は以下のとおりです。

- 大津波警報発表時は、最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象
- 津波警報発表時は、海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象
- 津波注意報発表時は、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象

③ 発令時期及び発令手順

近地津波^{※20}の場合、避難指示（緊急）の発令の遅れは人的被害の拡大に直結します。

市町村においては、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合は、それを認知又は受信した直後に自動的にあるいは即座に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された旨を発令対象地域の住民等に知らせ、避難指示（緊急）を発令する必要があります。

特に、勤務時間外に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合について、避難指示（緊急）の発令の手続きや時期を検討し、速やかに発令できるような体制整備を図る必要があります。

避難指示（緊急）の解除は、大津波警報、津波警報、津波注意報の解除の発表に基づき行うことを原則とします。

ただし、津波予報の切り替え（例えば、大津波警報から津波警報への切り替え、津波警報から津波注意報への切り替え）、海面監視による津波の状況等を判断し、避難指示（緊急）の発令対象となっている範囲（地域）を段階的に縮小するといった措置を妨げるものではありませんが、避難者がその情報を正確に把握でき、混乱なく的確な行動をとることができるように、情報伝達手段の整備等を図るとともに、日頃から、避難対象地域の範囲等を定めた津波避難計画について、住民等への理解を図っておくことが非常に重要です。

※20 津波予報上、日本の海岸線に近い海域で発生する津波をいう。（⇔遠地津波（※21））

※21 南米海岸沖など、日本から遠く離れた海域で発生した津波により、日本にも影響を及ぼすような津波をいう。1960年に発生した『チリ地震津波』など。

④ 伝達系統、伝達方法

前記7.(8)を参照し、避難指示(緊急)の発令の伝達系統、伝達方法を定めます。

サイレン音や半鐘音により津波注意報や津波警報を正確に伝達するためには、それぞれの音の相違を周知し、避難者が正確に聞き分ける必要がありますが、地震発生の際において、避難者が冷静に聞き分けることは困難が予想されます。

そのため、サイレンや半鐘の利用にあたっては、サイレン音や半鐘音により注意を喚起したうえで、防災行政無線や広報車等により大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、避難指示(緊急)の発令を伝達するといった併用を考える必要があります。

また、避難指示(緊急)の発令内容としては、「大津波警報、津波警報または津波注意報の発表による津波の危険」、「避難指示(緊急)の対象地域」等の内容を盛り込み、これらの広報文案をあらかじめ検討・作成しておく必要があります。

避難指示(緊急)は、避難者の避難行動に直接結びつく情報で命に関わるものであることから、その伝え方は極めて重要です。そのため、伝達系統の充実・強化にも取り組む必要があります。



(10) 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者となりうる者の避難対策を定めるにあたっては、情報伝達、避難行動の支援及び施設管理者等の避難対策に留意するとともに、あらかじめ市町村と地域のコミュニティが一体となって避難支援体制を確立しておくことが重要である。

- ① 留意点
- ② 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組み

① 留意点

津波避難において、各々の要因を考慮して、次の点に留意しながら避難対策を検討することが重要です。

ア 情報伝達・共有

防災行政無線（同報無線）や広報車による伝達の場合、あらかじめ平易な言葉で、分かりやすい広報文案を定めておくことが大切です。また、大津波警報・津波警報、津波注意報発表の際のサイレン音、半鐘等についても啓発が必要です。

視覚障がい者等に対しては、近隣者の支援が必要であり、自主防災組織や地域コミュニティ、福祉関係団体、災害ボランティア等を通じた情報伝達体制の整備や情報伝達手段の確保を図るなど、協力体制を構築する必要があります。

イ 避難行動の支援

行動面で避難に支障をきたすことが予想される者にあっては、避難支援等関係者等の支援が不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する必要があります。

避難方法は原則として徒歩によりますが、場合によっては自動車等の使用も検討する必要があります。

避難行動要支援者に対する個々の具体的な避難行動の支援については、地域ごとの津波避難計画において、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位で、あらかじめ定めておく必要があります。

ウ 施設管理者等の避難対策

津波災害警戒区域内にあり市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画を作成・公表し、それに基づく避難訓練を実施する必要があります。

また、これらの施設の避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、市町村は助言等を通じて所有者又は管理者の取り組みの支援を行うことが重要です。

（注）津波災害警戒区域の指定があったときは、その区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市町村地域防災計画に定めることとなっています。

② 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組み

高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の避難支援対策については、あらかじめ市町村と地域のコミュニティが一体となって避難支援体制を確立しておくことが重要です。

その場合、市町村は避難行動要支援者名簿を作成するとともに、災害時に、個人情報保護に留意しつつ避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者等で共有し、それを活用して迅速に避難行動要支援者の津波避難支援を行える体制を整備しておく必要があります。

(11) 津波防災啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、迅速な避難の重要性、津波避難計画の内容等について、次の点を組み合わせながら、地域の実情に応じた住民等への教育、啓発を実施する。

- ① 津波防災教育・啓発の手段、方法
- ② 津波防災教育・啓発の内容
- ③ 津波防災教育・啓発の場等

津波防災教育・啓発において最も大切なことは、住民等に対して自らの命は自らが守るという観点に立って、強い揺れや弱くとも長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、大津波警報等の情報を待たずに自らできうる限り迅速に高い場所への避難を開始することとし、率先して避難行動を取ることを徹底してもらうことにあります。

また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況に応じて、自ら判断して行動できる能力を身につけてもらうことが重要です。

【津波に対する心得】

1	強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
2	地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
4	津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
5	津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。

以上のようなことを踏まえ、以下の事項について、防災関係機関等の協力のもと、普及・啓発活動を住民等に対して行います。また、実施にあたっては、防災週間（8月30日～9月5日）、津波防災の日（11月5日）及び防災関連行事等を通じ、効果的かつ定期的に行えるよう工夫する必要があります。

- 地域における津波の危険性
- 津波の特性に関する情報
- 避難行動に関する知識
- 津波に関する想定・予測の不確実性
- 家庭での予防・安全対策
- 津波避難計画の内容

① 津波防災教育・啓発の手段、方法

マスメディアの活用	テレビ、ラジオ、新聞等
印刷物、DVD	パンフレット、広報誌、DVD等
インターネット	ホームページ、SNS、ツイッター
津波啓発施設	津波防災センター、津波資料館等
モニュメント等	津波記念碑、海拔・予想される津波の襲来時間や高さ・津波浸水想定区域の表示等
学習、体験	ワークショップの開催、防災タウンウォッチング、防災マップづくり等

② 津波防災教育・啓発の内容

過去の津波被害記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害
津波の発生メカニズム	津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識
ハザードマップ	津波浸水想定区域、指定緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方
津波避難計画の内容	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の伝達、避難指示（緊急）、指定緊急避難場所、避難路等
日頃の備えの重要性	訓練参加、所在地（家庭・学校、勤務先等）ごとの指定緊急避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等
大津波警報・津波警報、津波注意報	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等

③ 津波防災教育・啓発の場等

家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、婦人会等）、事業所等において実施します。

地域社会や事業所等において津波防災教育・啓発を継続的・効果的に行うためには、消防・防災行政や消防団・水防団の経験者、自主防災組織等のリーダー、防災ボランティア、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する研修会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災教育・啓発の中心人物となる人材を養成することも重要です。また、幼年期からの防災教育が重要です。

さらには、こうした人材が沿岸地域ごとの津波避難計画の策定にあたって中心的役割を担う点にも留意する必要があります。

解説 津波防災の日（11月5日）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、津波に関する基本的認識を明らかにするとともに、津波対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成23年6月24日、「津波対策の推進に関する法律」が施行されました。

同法第15条において、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするため、11月5日を「津波防災の日」と定め、「国及び地方公共団体は、津波防災の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努める」ことが規定されました。

平成23年の津波防災の日には、全国各地でシンポジウムや講演会、避難訓練、講習会等が実施されました。

（12）訓練

訓練の実施にあたっては、次の点に留意しながら実施するとともに、各々の地域の実情に応じた訓練体制、内容を検討する。

① 訓練の実施体制、参加者

（ア） 実施体制

（イ） 参加者

② 訓練の内容

（ア） 大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報等の収集、伝達訓練

（イ） 津波避難訓練

（ウ） 津波防災施設操作訓練

（エ） 津波・監視訓練

訓練を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく、防災意識の向上にもつながります。

実施にあたっては、防災週間（8月30日～9月5日）、津波防災の日（11月5日）及び防災関連行事等を通じ、効果的かつ定期的に行えるよう工夫する必要があります。

また、地域での自主活動（海岸清掃や草刈り等）に併せて、指定緊急避難場所、避難経路等の確認が行われるよう、住民等に周知を図ることも必要です。

① 訓練の実施体制、参加者

(ア) 実施体制

住民、社会福祉施設、学校、医療施設、消防本部、消防団・水防団等に加えて、漁業関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア団体等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立に努める必要があります。

(イ) 参加者

住民のみならず、観光客、釣客、海水浴客等の外来者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、想定される津波の高さや到達予想時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練とします。

② 訓練の内容

津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、到達予想時間、津波の継続時間等を設定し、津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を基本とします。

また、津波発生時の避難にあたっては、建築物においては地震による揺れや家具の転倒、屋外においては地盤の液状化や火災、さらには夜間・積雪といった時間や気象条件など、避難にあたって様々な阻害要因があることを参加者間で十分認識しておく必要があります。

訓練の第一の目標は、実際に避難を行い、避難経路を確認することで迅速な避難を習得するものですが、想定されたとおりの避難対策が実施可能か否かを検証する場でもあります。防災対応や避難誘導にあたる消防団員等の危険を回避するため、津波到達時間内での避難誘導等に係る行動ルールを検討するなど、訓練を通して、課題の抽出・整理・解決を図り、津波避難計画や次の訓練にフィードバックすることが必要です。

また、避難行動要支援者の避難支援については、近隣住民の協力と関係機関の連携が不可欠です。避難訓練において、避難行動要支援者や避難支援者への情報伝達、支援体制や組織、避難方法などの確認を行い、避難行動要支援者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を進めることが重要です。さらに、避難に要する時間計測や車椅子を用いた訓練を行うなど、より実効性の高いものにすることが必要です。

(ア) 大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報等の収集、伝達訓練

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、防災行政無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証します。

(イ) 津波避難訓練

津波避難計画において設定した避難路や避難経路を実際に避難することにより、経路や避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握します。

歩行困難な者にとっては、最短距離の経路が最短時間の経路とは限りません。場合によっては私有地等を通り避難する必要があるため、地域社会の中で理解を得ておく必要があります。

(ウ) 津波防災施設操作訓練

①誰が、いつ、どの様な手順で閉鎖操作等を実施するのか、②津波予想到達時間内に操作完了が可能か、③地震動等により操作不能となった場合の対応はどうするのか等、現実起こりうる想定の中で訓練を実施します。訓練結果を踏まえて、津波到達時間が短い場合には、退避を優先することなど、操作者の安全確保について検討する必要があります。

(エ) 津波・監視訓練

監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた、津波監視の方法の習熟、高台等の安全地域からの目視、監視観測結果、災害応急対策への活用等について訓練を実施します。

(13) その他の留意点<観光客、海水浴客、釣客等の避難対策>

観光客、海水浴客、釣客等の避難対策を定めるにあたっては、次の点に留意する必要がある。

- ① 情報伝達
- ② 施設管理者等の避難対策
- ③ 自らの命を守るための準備
- ④ 指定緊急避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置
- ⑤ 津波防災啓発、避難訓練の実施

観光客、海水浴客、釣客等の避難対策の避難対策については、次の点に留意しながら策定する必要があります。

① 情報伝達

観光施設、宿泊施設等の施設管理者がいる場合には、施設管理者への情報伝達体制・手段を確保する必要があります。

屋外にいる者に対しては、防災行政無線の屋外拡声器、サイレン、旗、電光掲示板等により伝達・周知するとともに、海水浴場の利用客への情報伝達方法を定めたマニュアルを作成しておく必要があります。また、海水浴場の監視所、海の家等へ情報収集機器（ラジオ、戸別受信機等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備する必要があります。

② 施設管理者等の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあつては、原則として観光客等を指定緊急避難場所等へ避難させる必要があります。しかし、避難が間に合わないような場合は、耐震性のあるRC構造等であれば、津波の想定浸水深相当階の2階上以上（想定される浸水深が2mの場合は3階以上、3mの場合は4階以上）の室内に避難誘導した方が安全な場合もあります。さらに、逃げ遅れた避難者が施設内に避難してくることも考えられます。

したがって、こうした施設の管理者等は、市町村や地域住民等が定める津波避難計画との整合を図りながら自らの津波避難計画を策定する必要があります。

また、市町村や地域の津波避難計画を策定するにあつては、こうした施設の管理者等の参画も得ながら、地域ぐるみで取り組むことが大切です。

③ 自らの命を守るための準備

津波注意報の場合、津波の高さは高い所で1m程度が予想されますが、海水浴客や釣客等は海岸からの避難が必要となります。

大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報を入手するためのラジオや携帯電話等の携行を心がける必要があります。

④ 指定緊急避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置

観光客等の地理不案内で津波の認識が低い来訪者に対しては、海拔・津波浸水想定区域・津波高さの表示、避難方向や指定緊急避難場所等を示した案内看板（誘導標識）等の設置が必要となります。なお、指定緊急避難場所等については、可能な範囲でJIS・ISO化された津波に関する統一標識の図記号を用いることとします。

⑤ 津波防災啓発、避難訓練の実施

津波防災教育・啓発や訓練の留意点については、前記7.（11）及び（12）を参考としますが、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、指定緊急避難場所等を掲載した津波ハザードマップや啓発用チラシを施設管理者の協力を得て配布するといった試み、ホームページによる広報やスマートフォンを活用した啓発など、関係事業者を含めた取り組みが重要です。

8. 用語の意味

この指針で用いる用語の意味は次のとおりです。

【あ行】

(1) ^{エル}Lアラート（災害情報共有システム）

情報を発信する市町村と情報を住民に伝える放送事業者、新聞社、通信事業者などが共通に利用する情報基盤で、これを活用して市町村が発信する情報を住民に効率的に伝達することができる。

島根県では、市町村が島根県総合防災情報システムに入力する情報のうち、住民へ特に迅速かつ効率的な伝達が必要な避難指示（緊急）の情報は、Lアラートを通じて、テレビ、ラジオ等の様々なメディアを通じて住民等に伝達される。

(2) ^{えんちつなみ}遠地津波

南米海岸沖など、日本から遠く離れた海域で発生した津波により、日本にも影響を及ぼすような津波をいう。1960年に発生した『チリ地震津波』など。

【か行】

(3) 基準水位

津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等に衝突する津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位をいう。

(4) 緊急速報（エリア）メール

携帯電話事業者によるサービスをいう。気象庁が配信する「緊急地震速報」や、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」を対象エリア内にある携帯電話に一斉メール配信するもの。

(5) 緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。

(6) ^{きんちつなみ}近地津波

津波予報上、日本の海岸線に近い海域で発生する津波をいう。（⇔遠地津波）

【さ行】

(7) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する(災害対策基本法第49条の4)。

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する指定避難所とは別のものである。ただし、指定緊急避難場所と指定避難所は兼用することはできる。

(8) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)

津波警報や緊急地震速報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を直接かつ瞬時に伝達するシステムをいう。

島根県では、島根県庁及び全市町村において受信機の設置が完了し、運用している。

(9) 前震

ほぼ同じ場所で発生する地震の群のうち、本震に先がけて発生する地震のことをいう。その地震の規模(マグニチュード)は本震よりも小さい。

【た行】

(10) 津波シミュレーション

コンピュータ上で現実に近い状態(環境)を人工的に作り出し、いくつかの条件を与えることで発生する津波の大きさや到達時間などを想定する模擬実験のことをいう。

(11) 津波情報

津波注意報・警報の発表後に気象庁が発表する情報をいう。津波情報には、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」「満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」「津波観測に関する情報」がある。

(12) 津波浸水想定区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。過去の津波の浸水地域や津波シミュレーションによる津波の浸水地域に基づき定める。

津波避難計画策定の前提とするのは、島根県が「最大クラスの津波」(L2津波)が悪条件下を前提に発生したときの津波シミュレーション結果に基づく津波浸水想定区域である。

(13) 津波ハザードマップ

津波により浸水が想定される区域と浸水の深度を示した地図に、必要に応じて指定緊急避難場所、津波避難ビル、避難路などの防災情報を加えたもの。

(14) 津波避難ビル

津波浸水想定区域内において、避難者が、一時的もしくは緊急避難・退避する建物をいう。津波による浸水のおそれのない地域の避難施設や高台は含まない。

(15) 津波予報

地震発生後、津波が予想されないとき、0.2m未満の海面変動が予想されたとき、津波注意報解除後も海面変動が継続するときに気象庁が発表する情報をいう。

【は行】

(16) 波源域

津波の発生に関与した海底の領域をいう。地震の震源が海底にあるとき、震源付近の海底が変動して津波が起きる。波源域は、震源断層の形状を反映しており、多くの場合楕円形で近似される。

(17) 避難可能距離

徒歩を前提として、避難開始から津波の到達が予想される時間までに避難することが可能な距離をいう。

(18) 避難経路

避難する場合の経路で、住民が設定するものをいう。

(19) 避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。

(20) 避難支援等関係者

消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

(21) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市町村が範囲を定める。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で抽出する。

(22) 避難目標地点

避難対象地域の外に避難する際の目標となる場所をいう。とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする場所であり、必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。

(23) 避難路

避難する場合の経路で、市町村が指定する主要道路をいう。

(24) ^{ほんしん}本震

ほぼ同じ場所で発生する地震の群のうち、最も規模の大きい地震をいう。

【わ行】

(25) ワークショップ

地域における津波避難計画等の策定にあたり、行政が計画等を策定し住民に伝達するという従来の手法ではなく、計画等の立案段階から地域住民を中心とする様々な立場の人々が参画し、計画等を作り上げていく手法をいう。

ワークショップは、一方的な技術や知識の伝達ではなく、参加者が自ら参加・体験することで、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造の形とされている。

ワークショップの実施により、地域の実情にあった津波避難計画が策定できることに加え、住民にとっての津波災害に関する学びの場、防災意識の啓発の場となり、地域の防災力の向上への効果も期待できる。

島根県津波避難計画策定指針

[改訂版]

平成 30 年 3 月

発行 島根県防災部防災危機管理課
〒690-8501 松江市殿町 1 番地
電話 (0852) 22-5885 FAX (0852) 22-5930
